

広告等に関する指針の改正案に対する意見及び協会の対応案

(投資信託及び外国投資信託関係)

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	対応案
第 2 部 IV. 投資信託及び外国投資信託			
1. 販売用資料の作成に当たっての留意事項			
1	2 頁 (1) ①	<p>「通貨選択型投資信託の場合は、～」の文面は、特に通貨選択型ファンドを強調する必要性は無いものと思料致します。</p> <p>例えば、以下の文言はいかがでしょうか。</p> <p>「円建ての場合であっても、主たる投資対象が外国商品であり、為替変動の影響が直接ファンドの基準価額に反映されると考えられる投資信託は、為替リスクに関する表示が必要となる。」</p>	<p>・ 原案とおりとす。</p> <p>(理由)</p> <p>通貨選択型投信については、特に慎重な勧誘・販売態勢が求められている現状を鑑みると、通貨選択型投信を強調する方が良いと考えられる。</p>
2	5 頁 (1) ⑪の最終 項 1 行目	<p>『「～確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、～」において、「説明資料として<u>広告等</u>を作成する場合」(下線部挿入)とする。</p> <p>(趣旨・背景・理由等)</p> <p>⑫の文言と平仄がとれ、より明確な文章になると思料致します。</p>	<p>・ ご指摘のとおり修正する。</p>

(アフィリエイト広告関係)

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	対応案
第2部 I. 全般			
14. インターネットにおける広告等について			
3	1 頁 (6) ※	<p>「ネットワーク広告」が本指針におけるアフィリエイト広告の定義に含まれないことを明確にすべきと考えます。</p> <p>(趣旨・背景・理由等)</p> <p>本指針におけるアフィリエイト広告の定義には、サイトの運営者（アフィリエイトター）が積極的に広告主を選び、広告主のためにコンテンツを作成することが可能な「アフィリエイト広告」だけでなく、「ネットワーク広告」も包含しうる内容となっています。</p> <p>「ネットワーク広告」とは、様々なサイト上の空きスペースを束ねたネットワーク業者（Google, Yahoo など）が、閲覧履歴や検索条件等の所定のロジックに基づいて、広告主のバナー等を当該空きスペースに掲載する広告のことをいいます。</p> <p>したがって、同じサイトであっても個別ページの単語や、閲覧者の過去の閲覧履歴によって掲載される広告が頻繁に変わり得るため、事後的であっても、広告掲載時点におけるサイトの表示内容を検証することは不可能な状況と</p>	<p>・ ネットワーク広告については、「広告等に関する指針」におけるアフィリエイト広告の定義には含まれない旨を明確にするため、当該定義の内容を修正することでどうか。</p> <p>※別添修正案ご参照</p>

		<p>なります。</p> <p>また、そもそも、「アフィリエイト広告」と異なり、サイト運営者側で、自身のサイトに掲載する広告を積極的に選択することができない以上、広告主のために過剰な表現のコンテンツを掲載する動機に乏しく、本規制の対象から外したとしても、特段の問題が生じることはないと考えられます。</p>	
4	2 頁 (6) ②ロ	<p>「ランディングページ」の定義について念のため教えていただきたい。</p> <p>文脈から考えて、例えば『ここから先は弊社ではなく●●●社のページとなります。よろしければ下記をクリックしてください』といったページであると思いますが、その理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>・Web サイトの訪問者が外部からそのサイトにやってくる際、最初に開くことになるページで、特に他サイトに広告を出稿する際にリンク先として指定する自社サイト内のページのことをいいます。</p>

「広告等に関する指針」第2部I. 14. (6) (アフィリエイト広告関係) に関するQ & Aに対する意見

	該当ページ 及び項目など	追加・修正の検討事項	対応案
	Q2 : アフィリエイト広告の報酬はどのように支払われるのですか。 Q3 : アフィリエイト広告を利用する場合のメリットや問題点として、どのようなことが考えられますか。		
5	2 ページ Q2・A2 Q3・A3	<p>「ネットワーク広告」が本規制におけるアフィリエイト広告の定義に含まれないことを明確にすべきと考えます。</p> <p>(趣旨・背景・理由等)</p> <p>本規制におけるアフィリエイト広告の定義には、サイトの運営者(アフィリエイター)が積極的に広告主を選び、広告主のためにコンテンツを作成することが可能な「アフィリエイト広告」だけでなく、「ネットワーク広告」も包含しうる内容となっています。</p> <p>「ネットワーク広告」とは、様々なサイト上の空きスペースを束ねたネットワーク業者(Google, Yahoo など)が、閲覧履歴や検索条件等の所定のロジックに基づいて、広告主のバナー等を当該空きスペースに掲載する広告のことをいいます。</p> <p>したがって、同じサイトであっても個別ページの単語や、閲覧者の過去の閲覧履歴によって掲載される広告が頻繁に変わり得るため、事後的であっても、広告掲載時点におけるサイトの表示内容を検証することは不可能な状況となります。</p>	<p>・ネットワーク広告については、「広告等に関する指針」におけるアフィリエイト広告の定義には含まれない旨を明確にするため、当該定義の内容を修正することでどうか。</p> <p>※別添修正案ご参照</p>

	<p>また、そもそも、「アフィリエイト広告」と異なり、サイト運営者側で、自身のサイトに掲載する広告を積極的に選択することができない以上、広告主のために過剰な表現のコンテンツを掲載する動機に乏しく、本規制の対象から外したとしても、特段の問題が生じることはないと考えられます。</p>	
--	--	--

以 上

「広告等に関する指針」改訂案（投資信託分修正）

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<p style="text-align: center;">Ⅳ. 投資信託及び外国投資信託</p> <p>1. 販売用資料の作成に当たっての留意事項</p> <p>(1) 必要表示事項</p> <p><u>投資信託の広告等を行う場合には、必ず次に掲げる項目を表示する。</u></p> <p>また、私募の投資信託については、「Ⅳ. 投資信託及び外国投資信託」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。</p> <p>① 法定記載事項（第 1 部法令諸規則等の概要 I. 広告等の定義等（※2）「広告等における表示事項」参照）</p> <p>イ. 法定記載事項のうち、手数料等については、<u>購入又は換金手数料（スイッチング手数料を含む）のほか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>運用管理費用（信託報酬）</u> ・ <u>信託財産留保額</u> ・ <u>その他の費用・手数料</u> <p><u>を記載する必要があると考えられる（以下、すべてを含めて「手数料等」という）。</u></p> <p><u>なお、ファンド・オブ・ファンズの手数料等を記載する場合は、出資対象ファンドに係る手数料等（手数料等の合計額の上限又はその計算方法の概要も可）も記載し、顧客が実質的に負担することとなる費用をわかりやすく表示する必要があると考えられる。</u></p> <p><u>※複数商品名を記載した取扱い投資信託一覧などで、個別商品の詳細説明が無いもの（投資判断ができるまでには至らないもの）における手数料等の記載については、「ご案内の商品は、銘柄ごとに設定された購入又は換金手数料（最大〇.〇%）および運営管理費用（信託報酬等）の諸経費をご負担いただく場合があります。」などが考えられる。【パブコメ No155】</u></p> <p>ロ. 法定記載事項のうち、指標変動による損失については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>価格変動リスクに関する文言</u> ・ <u>外貨建て投資信託の場合、為替リスクに関する文言</u> <p><u>を記載する。</u></p> <p><u>※価格変動については、当該投資信託の投資対象商品（株式、円建て公社債等）の価格変動要素を具体的に表示する。</u></p> <p><u>※複数商品名を記載した取扱い投資信託一覧などで、個別商品の詳細説明が無いもの（投資判断ができるまでには至らないもの）におけるリスク文言は、「ご案内の商品は、価格の変動等に</u></p>	<p style="text-align: center;">Ⅴ. 投資信託及び外国投資信託</p> <p>1. 販売用資料の作成に当たっての留意事項</p> <p>(1) 必要表示事項</p> <p><u>投資信託の広告等を行う場合には、証取法第 13 条第 5 項の規定により、法定目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料において、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものを作成・使用することが可能とされているが、必ず次の項目を表示する。</u></p> <p><u>ただし、①及び②のみを誤りなく表示しているのであれば、この限りでない。</u></p> <p>また、私募の投資信託については、当該「Ⅴ. 投資信託及び外国投資信託」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。</p> <p style="text-align: right;">（ 新設 ）</p>

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<p>より損失が生じるおそれがあります。」などが考えられる。</p> <p>※通貨選択型投資信託の場合は、円建ての場合であっても、為替リスクに関する表示が必要となる（通貨選択型に限らず、主たる投資対象が外国商品であり、為替変動の影響が直接ファンドの基準価額に反映されると考えられる場合は同様の対応を行う）。</p> <p>② 当該投資信託等の名称</p> <p>③ 目論見書の入手方法・入手場所</p> <p>④ 作成主体及び「取得の申し込みに当たっては、目論見書をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。」旨の文言 (削る)</p> <p>⑤ クローズド期間が設けられている場合は、「クローズド期間中は、換金することができません。」旨の文言 (削る)</p> <p>⑥ その他購入又は換金に際し、制限がある場合は、その旨</p> <p>(2) 表示することが望ましい事項</p> <p>① ファンドの概要</p> <p>② 申込みに関する事項 (削る)</p> <p>③ 償還に関する事項</p> <p>④ 解約（買取り）に関する事項（換金期日、解約（買取り）申込み手続き等） (削る)</p> <p>⑤ 税制に関する事項</p> <p>⑥ 外国投資信託の場合、外国証券取引口座等の必要性</p> <p>(3) 具体的な留意事項</p> <p>投資信託の広告等を行う場合における具体的な留意事項は、下記のとおりである。</p> <p>① 「目論見書の入手方法・入手場所」を表示する場合 目論見書を提供する者が複数ある場合であっても、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することができる。 なお、その際の表示については、例えば、「目論見書は、〇〇〇会社まで」、「問い合わせ先は、〇〇〇会社まで」のように表示すること等が考えられる。</p> <p>② 評価機関等の評価 評価機関等の第三者機関より取得した当該投資信託等に対する評価を表示する場合には、当該第</p>	<p>① 当該有価証券の銘柄</p> <p>② 目論見書を提供する場所</p> <p>③ 作成主体及び「取得の申し込みに当たっては、目論見書をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。」旨の文言</p> <p>④ 「投資信託（外国投資信託）はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本保証はありません。」旨の文言</p> <p>⑤ クローズド期間が設けられている場合は、「クローズド期間中は、換金することができません。」旨の文言</p> <p>⑥ 外貨建の場合、又は、外貨建資産を組み入れる場合は、為替リスクに関する事項 (新設)</p> <p>(2) 表示することが望ましい事項</p> <p>① ファンドの概要</p> <p>② 申込みに関する事項</p> <p>③ 目論見書に記載された投資リスク（市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに関する概要）に関する事項</p> <p>④ 償還に関する事項</p> <p>⑤ 解約（買取り）に関する事項（換金期日、解約（買取り）申込み手続き等）</p> <p>⑥ 費用に関する事項</p> <p>⑦ 税制に関する事項</p> <p>⑧ 外国投資信託の場合、外国証券取引口座等の必要性</p> <p>(3) 具体的な留意事項</p> <p>投資信託の広告等を行う場合における具体的な留意事項は、下記のとおりである。</p> <p>① 「目論見書を提供する場所」を表示する場合 目論見書を提供する者が複数ある場合、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することは差し支えない。 なお、「目論見書は、〇〇〇会社まで」、「問い合わせ先は、〇〇〇会社まで」のように表示することもできる。</p> <p>② 評価機関等の評価 評価機関等の第三者機関より取得した当該投資信託等に対する評価を表示する場合には、当該第</p>

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<p>三者機関の名称及び評価基準年月日を記し、併せて「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。</p> <p>③ 第三者機関等のレポートの引用等</p> <p>イ. 販売用資料として第三者機関等の当該投資信託等に関する評価、分析、コメント等を引用した文書等を作成する場合には、当該第三者機関等の名称、文書の作成日、評価の対象期間と併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。</p> <p>ロ. 販売用資料として第三者機関等が作成した当該投資信託等に関する評価・分析等が記載されている文書等を使用する場合には、「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。</p> <p>④ 市場環境等についての評価、分析等の表示</p> <p>当該投資信託等の投資対象に関する市場環境等についての評価、分析等を表示する場合には、調査機関の名称等と併せてその根拠となる客観的な事実やデータ等を表示し、客観的な表現になるよう留意する。また、併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。</p> <p>⑤ 運用手法等の表示</p> <p>当該投資信託等の運用手法や投資対象によって生じる価格変動要因等を説明する場合には、客観的かつ分かり易い表現に留意する。また、併せてモデル図等を表示する場合には、その根拠となる計算例等を表示する等、客観性に留意し、投資者に誤解を与えるような表示を用いてはならない。</p> <p>⑥ 運用実績等の表示</p> <p>イ. 直近から過去3年以上（当初設定後3年未満のものは当該設定以降）継続した期間のデータを表示することとし、運用実績の一部を強調する等により投資者に誤解を与えるような表示はこれを慎むこと。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。なお、当初設定後6か月に満たない投資信託等の年換算利回りは表示しない。</p> <p>ロ. 日々実績分配を行う追加型公社債投信（外貨建MMFを含む。）又は分配は行わないが運用内容が同様のものにおいて実績を表示する場合には、直近7日間の年換算利回り（又は月単位の平均実績を併記したもの）を表示する。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない」旨を表示する。</p> <p>ハ. 運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等が税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。また、解約に際し手数料等が徴求される場合には、手数料等を差し引く前のものであるか差し引いた後のものであるかを明示すること。</p> <p>ニ. 外貨建投資信託について運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等に係る通貨を明示すること。また、円換算している場合には、換算レートを明示すること。</p>	<p>三者機関の名称及び評価基準年月日を記し、併せて「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。</p> <p>③ 第三者機関等のレポートの引用等</p> <p>イ. 販売用資料として第三者機関等の当該投資信託等に関する評価、分析、コメント等を引用した文書等を作成する場合には、当該第三者機関等の名称、文書の作成日、評価の対象期間と併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。</p> <p>ロ. 販売用資料として第三者機関等が作成した当該投資信託等に関する評価・分析等が記載されている文書等を使用する場合には、「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。</p> <p>④ 市場環境等についての評価、分析等の表示</p> <p>当該投資信託等の投資対象に関する市場環境等についての評価、分析等を表示する場合には、調査機関の名称等と併せてその根拠となる客観的な事実やデータ等を表示し、客観的な表現になるよう留意する。また、併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。</p> <p>⑤ 運用手法等の表示</p> <p>当該投資信託等の運用手法や投資対象によって生じる価格変動要因等を説明する場合には、客観的かつ分かり易い表現に留意する。また、併せてモデル図等を表示する場合には、その根拠となる計算例等を表示する等、客観性に留意し、投資者に誤解を与えるような表示を用いてはならない。</p> <p>⑥ 運用実績等の表示</p> <p>イ. 直近から過去3年以上（当初設定後3年未満のものは当該設定以降）継続した期間のデータを表示することとし、運用実績の一部を強調する等により投資者に誤解を与えるような表示はこれを慎むこと。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。なお、当初設定後6か月に満たない投資信託等の年換算利回りは表示しない。</p> <p>ロ. 日々実績分配を行う追加型公社債投信（外貨建MMFを含む。）において実績を表示する場合には、直近7日間の年換算利回りを表示する。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。<u>なお、併せて月単位の平均実績を表示することは差し支えない。</u></p> <p>ハ. 運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等が税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。また、解約に際し手数料等が徴求される場合には、手数料等を差し引く前のものであるか差し引いた後のものであるかを明示すること。</p> <p>ニ. 外貨建投資信託について運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等に係る通貨を明示すること。また、円換算している場合には、換算レートを明示すること。</p>

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<p>ホ. 過去の運用実績と市場指数等を対比して表示する場合には当該市場指数等の名称を表示する。 また、独自の合成指数等を使用する場合には、併せてその計算式、計算の根拠を表示する。</p> <p>⑦ 分配金の表示 <u>イ. 分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があることについてわかりやすく表示することが望ましい。</u></p> <p>ロ. 分配金を表示する場合には、分配金の対象期間における分配金込みの基準価額の推移も考慮し、当該投資信託の運用実績について投資者が適切に判断できるよう留意すること。 <u>※毎月分配型投信の表示については、「⑬毎月分配型・通貨選択型投資信託の表示」も参照すること。</u></p> <p>ハ. 税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。</p> <p>ニ. 分配金の実績を過度に強調し、表示された分配金があたかも受け取れるとの誤解を生じさせないように留意すること。 例えば「運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合がある。」旨の注意を表示する。</p> <p>⑧ 運用方針等の表示 当該投資信託等の運用担当者の今後の運用方針等を表示する場合には、当該運用担当者の判断の根拠となった客観的なデータ等やその出典等を表示するとともに、過度に恣意的な表現を慎むことに留意し、併せて「将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合がある。」旨の注意を表示する。</p> <p>⑨ 投資信託等の名称等の表示 有価証券届出書に記載された当該投資信託等の名称を表示する。なお、当該投資信託等の愛称(ニックネーム) <u>に記載する場合には、有価証券届出書に記載されている範囲にとどめること。</u></p> <p>⑩ 元本確保型投資信託(店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を除く)の表示 <u>目論見書に元本を確保する旨を表示している投資信託(店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を除く)においては、元本確保の定義や条件を併記する等、元本の安全性について顧客に誤認されることのないよう留意する。</u></p> <p>⑪ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示 <u>投資勧誘規則第2条第8号に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する表示を行う場合には、顧客に元本の安全性について誤認されることのないよう次の点に留意した表示を行う。</u></p>	<p>ホ. 過去の運用実績と市場指数等を対比して表示する場合には当該市場指数等の名称を表示する。 また、独自の合成指数等を使用する場合には、併せてその計算式、計算の根拠を表示する。</p> <p>⑦ 分配金の表示 (新設)</p> <p>イ. 分配金を表示する場合には、分配金の対象期間における分配金込みの基準価額の推移も考慮し、当該投資信託の運用実績について投資者が適切に判断できるよう留意すること。</p> <p>ロ. 税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。</p> <p>ハ. 分配金の実績を過度に強調し、表示された分配金があたかも受け取れるとの誤解を生じさせないように留意すること。 例えば「運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合がある。」旨の注意を表示する。</p> <p>⑧ 運用方針等の表示 当該投資信託等の運用担当者の今後の運用方針等を表示する場合には、当該運用担当者の判断の根拠となった客観的なデータ等やその出典等を表示するとともに、過度に恣意的な表現を慎むことに留意し、併せて「将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合がある。」旨の注意を表示する。</p> <p>⑨ 投資信託等の名称等の表示 有価証券届出書に記載された当該投資信託等の名称を表示する。なお、当該投資信託等の愛称(ニックネーム) <u>が有価証券届出書に記載されている場合には、当該投資信託等の名称に併せて当該愛称(ニックネーム)を表示することもできる。</u></p> <p>⑩ 元本確保型投資信託の表示 <u>目論見書に元本を確保する旨を表示している投資信託においては、元本確保の定義や条件を併記する等、顧客に元本の安全性について、誤認されることのないよう留意する。</u></p> <p>(新設)</p>

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>投資信託等の名称に「元本確保型」の表示は用いない</u> ・ <u>元本欠損のおそれや、基準価額の変動リスクが小さいかの如き誤解を与えるおそれのある名称は用いない</u> ・ <u>商品性の説明表示において、「元本確保」のみを強調する表示は行わない。例えば、元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示する。</u> ・ <u>「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、説明すべき重要事項（平成 23 年 2 月 1 日付 日本証券業協会通知「『協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』の考え方及び『注意喚起文書』の参考様式等の送付について」における「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 3 条第 4 項の考え方」参照）の表示を行った上で、当該確認書の各確認事項欄に説明資料の該当ページ数や項目番号を記載するなどして、当該確認書と説明資料が関連付けた表示となるよう留意する。</u> <u>※平成 22 年 5 月 14 日付 日本証券業協会通知「店頭デリバティブ取引等に関する確認書（参考様式）の作成について」を参照すること。</u> 	
<p>⑫ <u>レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託の表示</u></p> <p><u>投資勧誘規則第 2 条第 9 号に規定するレバレッジ投資信託に関して、協会において「確認書」を受け入れることとしている場合で、当該「確認書」受け入れのための説明資料として広告等を作成する場合には、顧客に十分な理解を得るために説明すべき重要事項（平成 23 年 2 月 1 日付 日本証券業協会通知「『協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』の考え方及び『注意喚起文書』の参考様式等の送付について」における「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 3 条第 4 項の考え方」参照）を表示する。</u></p>	（ 新設 ）
<p>⑬ <u>毎月分配型・通貨選択型投資信託の表示</u></p> <p><u>毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託に関する表示を行う場合は、日本証券業協会通知（※）の趣旨を踏まえ、説明態勢の充実の観点から、次に掲げる事項に留意すること。</u> <u>※平成 23 年 7 月 22 日付「投資信託の販売・勧誘時における説明態勢について」、平成 23 年 8 月 2 日付「『毎月分配型』及び『通貨選択型』投資信託のリーフレット参考例の御送付について」</u></p> <p>イ. <u>毎月分配型投資信託の分配金の説明に関する表示</u></p> <p><u>毎月分配型投資信託の分配金の説明について表示する場合は、目論見書に記載されている「収益分配金に関する留意事項」を参考に、顧客に預金の利息と同様のものであるとの誤解を与えないよう、当該広告等の記載内容に応じて、以下の事項を表示することが望ましい。また、表示に当たっては、図・表・グラフ等を用いる等できる限りわかりやすい表示となるよう留意すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>分配金は預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われること</u> ・ <u>分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があること</u> ・ <u>受益者の購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに</u> 	（ 新設 ）

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<p>相当する場合があること</p> <p>ロ. 通貨選択型投資信託の収益の説明に関する表示</p> <p>通貨選択型投資信託の収益の説明について表示する場合は、目論見書の記載を参考に、どのような場合に収益を得られ、どのような場合に損失やコストが発生するのかについて、当該広告等の記載内容に応じて、以下の事項を表示することが望ましい。また、表示に当たっては、図・表・グラフ等を用いる等できる限りわかりやすい表示となるよう留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通貨選択型投資信託の運用の仕組み（資金の流れのイメージ） ・運用対象資産の値上がり／値下がり、為替ヘッジプレミアム／コスト、為替差益／差損による収益又は損失の関係 <p>ハ. 販売手数料に関する表示</p> <p>毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託の販売手数料に関する表示を行う場合は、当該広告等の記載内容に応じて、手数料率の表示にとどまらず、手数料の徴収方法や購入金額に対する手数料の金額例を記載するなどにより、できる限りわかりやすい表示を行うことが望ましい。</p> <p>(4) リスク・リターンの商品分類図の表示</p> <p>発行者又は販売会社による当該投資信託等のリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、当該分類は、評価機関等の第三者機関より取得した評価ではないことから、その客観性について誤解を避けるため、その表示に際しては、「当該分類は、当該投資信託等の約款に記載された運用の指図範囲等に基づき、当社（又は〇〇〇会社）が分類したものであり、将来の運用成果等を保証したものである。」旨を表示すること。</p> <p>なお、他社が分類したリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、当該他社の了解を得るものとする。</p> <p>(5) 景品類の提供についての表示</p> <p>景品類の提供を表示する場合には、商品性を誤解させたり、過度に扇動的な表現とならないよう留意する。</p> <p>2. 販売用資料等の使用に当たっての留意事項</p> <p>(1) 使用媒体</p> <p>販売用資料が使用できる媒体については制約が設けられていない。</p> <p>(2) 説明会用資料等の使用</p> <p>投資者向けの説明会等において使用する資料等についても、その内容又は使用方法によって販売用資料に該当する場合がある。</p> <p>(3) 有価証券届出書の提出後の使用</p>	<p>(4) リスク・リターンの商品分類図の表示</p> <p>発行者又は販売会社による当該投資信託等のリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、当該分類は、評価機関等の第三者機関より取得した評価ではないことから、その客観性について誤解を避けるため、その表示に際しては、「当該分類は、当該投資信託等の約款に記載された運用の指図範囲等に基づき、当社（又は〇〇〇会社）が分類したものであり、将来の運用成果等を保証したものである。」旨を表示すること。</p> <p>なお、他社が分類したリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、当該他社の了解を得るものとする。</p> <p>(5) 景品類の提供についての表示</p> <p>景品類の提供の広告等（懸賞広告を含む。）を併記することは、差し支えない。</p> <p>2. 販売用資料の使用に当たっての留意事項</p> <p>(1) 使用媒体</p> <p>販売用資料が使用できる媒体については制約が設けられていない。</p> <p>(2) 説明会用資料等の使用</p> <p>投資者向けの説明会等において使用する資料等についても、その内容又は使用方法により販売用資料と見做される場合がある。</p> <p>(3) 有価証券届出書の提出後の使用</p>

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<p>販売用資料は、有価証券届出書の提出後、効力発生の前後に係わらず、使用することが可能である。</p> <p>(4) 投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート等の使用 「必要表示事項」が表示されていない投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート等を広告等として顧客に交付するときは、「必要表示事項」が表示された資料と併せて交付すれば、「必要表示事項」を表示しているものと考えられる。 【パブコメ No53, 258】</p> <p>(5) 毎月分配型・通貨選択型投資信託に関する説明資料の使用 平成 23 年 8 月 2 日付 日本証券業協会通知「毎月分配型」及び「通貨選択型」投資信託のリーフレット参考例の御送付について」で掲示されたリーフレット参考例に記載された内容の範囲で行う表示は広告等には該当しないものと考えられるが、他の資料に組み込んで使用する、又は記載内容を追加して使用する場合は広告等となる場合があることに留意する。 【パブコメ No53、「金融商品取引法の疑問に答えます」質問⑥】</p>	<p>販売用資料は、有価証券届出書の提出後、効力発生の前後に係わらず、使用することが可能である。</p> <p>(4) 投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート等の使用 「必要表示事項」が表示されていない投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート等を広告等として顧客に交付するときは、目論見書又は「必要表示事項」が表示されたものと併せて交付すれば、「必要表示事項」を表示しているものとみなす。</p> <p>(新設)</p>

「広告等に関する指針」改訂案 (ETF 等部分修正)

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<p>V. ETF (上場投資信託)、ETN (指標連動証券) 及び REIT (上場不動産投資証券)</p> <p>1. 総論</p> <p>ETF (上場投資信託) 及び ETN (指標連動証券) 並びに REIT (上場不動産投資証券) の販売は、他の投資信託とは違い、通常、募集・売出しの方法ではなく、株式と同様に金融商品取引所等における売買の方法で行われるが、証券会社が、ETF 及び ETN 並びに REIT の広告等を行うに当たっての留意事項は以下のとおりである。</p> <p>なお、募集・売出しに際し広告等を行う場合には、ETF 及び ETN にあつては前記「IV. 投資信託及び外国投資信託」、REIT にあつては前記「II. 株式」に準じて行うものとする。</p> <p>また、海外に上場している ETF 及び ETN 並びに REIT の広告等を行うに当たっては、「II. 株式」、「IV. 投資信託及び外国投資信託」又は「V. ETF (上場投資信託)、ETN (指標連動証券)、REIT (上場不動産投資証券)」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。</p> <p>(注) ETF には受益証券発行信託を含む。また、ETN は上場投資証券と称されることもある。</p> <p>2. ETF の表示項目</p> <p>(1) 必要表示事項</p> <p>ETF の広告等を作成する場合には、必ず次に掲げる項目を表示する。</p> <p>① 法定記載事項 (第 1 部法令諸規則等の概要 I. 広告等の定義等 (※2)「広告等における表示事項」参照)</p> <p>法定記載事項のうち、指標変動による損失については</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該 ETF 自身の価格変動リスクに関する文言 外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言 <p>を記載する必要があると考えられる。</p> <p>※価格変動リスクについては当該 ETF 自身の価格変動に加え、連動する指数等の変動による価格変動リスクがある旨を記載することが望ましいと考えられる。</p> <p>なお、銘柄名や連動する指数の名称から、当該指数が影響を受ける株価、金利、為替、商品等の金融指標がわかり難い場合には、連動する指数の種類 (例えば、株価指数、金利指数、債券指数、為替指数、商品指数、など) を表示することが望ましいと考えられる。</p> <p>※ETF のうち債券を裏づけ資産とするものの広告等において、商品性に関し言及する場合には、信用リスクについて適宜記載することが望ましいと考えられる。</p> <p>② 銘柄名 (類似商品がある場合は、銘柄コード等を記載し、誤解を生じさせないように留意する。)</p>	<p>VI. ETF (株価指数連動型上場投資信託) 及び上場不動産投資証券</p> <p>1. 総論</p> <p>ETF (株価指数連動型上場投資信託) 及び上場不動産投資証券の販売は、他の投資信託とは違い、通常、募集・売出しの方法ではなく、株式と同様に証券取引所等における売買の方法で行われるが、証券会社が、ETF 及び上場不動産投資証券の広告等を行うに当たっての留意事項は以下のとおりである。</p> <p>なお、募集・売出しに際し広告等を行う場合には、ETF (株価指数連動型上場投資信託) にあつては、前記「V. 投資信託及び外国投資信託」、上場不動産投資証券にあつては、前記「II. 株式」に準じて行うものとする。</p> <p>また、海外に上場している ETF (株価指数連動型上場投資信託) 及び上場不動産投資証券の広告等を行うに当たっては、「II. 株式」、「V. 投資信託及び外国投資信託」又は「VI. ETF (株価指数連動型上場投資信託) 及び上場不動産投資証券」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。</p> <p>2. ETF (株価指数連動型上場投資信託) の表示項目</p> <p>(1) 必要表示事項</p> <p>(新設)</p> <p>① ファンドの名称 (類似商品がある場合は、銘柄コード等を記載し、誤解を生じさせないように留意する。)</p>

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<p>③ 連動する指数等の名称（銘柄名により連動する指数等の名称が明らかな場合は省略可）</p> <p style="text-align: center;">（ 削る ）</p> <p>④ 商品現物型 ETF である場合はその旨を表示する。</p> <p>(2) 表示することが望ましい事項</p> <p>① 上場している金融商品取引所又は外国金融商品取引所</p> <p>② 投資方針</p> <p>③ 連動する指数等の内容</p> <p>④ ファンドの関係法人（委託会社、受託会社等）</p> <p>⑤ 分配方針</p> <p style="text-align: center;">（ 削る ）</p> <p>⑥ ファンドの費用に関する事項（信託報酬等）</p> <p>⑦ 税制に関する事項</p> <p>(3) 利回り表示</p> <p>ETF の配当利回りを表示する場合は、「Ⅱ. 株式 2. セカンダリーにおける広告等 (1) ② ホ」の留意事項を参考にして表示する。</p> <p>3. ETF に係る留意事項</p> <p>(1) リンク債及び OTC デリバティブ取引に投資する ETF の表示に関する留意事項</p> <p>リンク債及び OTC デリバティブ取引に投資する ETF は、当該 ETF の価格変動及び連動する指数の変動による価格変動リスクのほか、リンク債の発行者やデリバティブ取引契約の相手方等に関する信用リスクを有している。</p> <p>当該 ETF が上場されている取引所のホームページ等には、信用リスクに関する説明ページ（以下、「説明ページ」という。）が設けられているので、当該 ETF の商品性について説明する広告等を作成する場合には、説明ページ等の案内（URL の記載等）を表示することが望ましい。</p> <p>(2) エンハンス型指標に連動する ETF の表示に関する留意事項</p> <p>エンハンス型指標に連動する ETF の商品性やリスクを十分に理解しないまま投資を行った場合、その後の価格の変動が顧客にとって思いもかけぬものとなり、その結果、想定以上の損失を被ったり、期待通りの利益を得られなかったりする場合も考えられる。</p> <p>当該 ETF が上場されている取引所のホームページ等には、説明ページが設けられているので、当該 ETF の商品性について説明する広告等を作成する場合には、説明ページ等の案内（URL の記載等）を表示することが望ましい。</p>	<p>② 連動する株価指数の名称（ファンドの名称により連動する株価指数の名称が明らかな場合は省略可）</p> <p>③ 「連動する株価指数の変動により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨の文言</p> <p style="text-align: center;">（ 新設 ）</p> <p>(2) 表示することが望ましい事項</p> <p>① 上場有価証券市場</p> <p>② 投資方針</p> <p>③ 連動する株価指数の内容</p> <p>④ ファンドの関係法人（委託会社、受託会社等）</p> <p>⑤ 分配方針</p> <p>⑥ 証券会社の手数料に関する事項</p> <p>⑦ ファンドの費用に関する事項（信託報酬等）</p> <p>⑧ 税制に関する事項</p> <p style="text-align: center;">（ 新設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新設 ）</p>

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<p>4. ETN の表示項目</p> <p>(1) 必要表示事項</p> <p>ETN の広告等を作成する場合には、必ず次に掲げる項目を表示する。</p> <p>① 法定記載事項（第 1 部法令諸規則等の概要 I. 広告等の定義等（※2）「広告等における表示事項」参照）</p> <p>法定記載事項のうち、指標変動による損失については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該 ETN 自身の価格変動リスクに関する文言 ・ 外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言 <p>を記載する必要があると考えられる。</p> <p>※価格変動リスクについては当該 ETN 自身の価格変動に加え、連動する指数等の変動による価格変動リスクがある旨を記載することが望ましいと考えられる。</p> <p>なお、銘柄名や連動する指数の名称から、当該指数が影響を受ける株価、金利、為替、商品等の金融指標がわかり難い場合には、連動する指数の種類（例えば、株価指数、金利指数、債券指数、為替指数、商品指数、など）を表示することが望ましいと考えられる。</p> <p>※ETN の広告等において、商品性に関し言及する場合には、信用リスクについて適宜記載することが望ましいと考えられる。</p> <p>② 銘柄名（類似商品がある場合は、銘柄コード等を記載し、誤解を生じさせないように留意する。）</p> <p>③ 連動する指数等の名称（銘柄名により連動する指数等の名称が明らかな場合は省略可）</p> <p>(2) 表示することが望ましい事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 上場している金融商品取引所又は外国金融商品取引所 ② 投資方針 ③ 連動する指数等の内容 ④ ファンドの関係法人（委託会社、受託会社等） ⑤ 分配方針 ⑥ ファンドの費用に関する事項（信託報酬等） ⑦ 税制に関する事項 <p>(3) 利回り表示</p> <p>*ETN の利回り表示に係る記載内容については要検討。</p> <p>5. ETN に係る留意事項</p> <p>(1) エンハンス型指標に連動する ETN の表示に関する留意事項</p> <p>エンハンス型指標に連動する ETN の商品性やリスクを十分に理解しないまま投資を行った場合、その後の価格の変動が顧客にとって思いもかけぬものとなり、その結果、想定以上の損失を被ったり、期待通りの利益を得られなかったりする場合も考えられる。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<p>当該 ETN が上場されている取引所のホームページ等には、説明ページが設けられているので、当該 ETN の商品性について説明する広告等を作成する場合には、説明ページ等の案内 (URL の記載等) を表示することが望ましい。</p> <p>6. REIT の表示項目</p> <p>(1) 必要表示事項</p> <p>① 法定記載事項 (第 1 部法令規則等の概要 I. 広告等の定義等 (※2) 「広告等における表示事項」参照)</p> <p>法定記載事項のうち、指標変動による損失については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格変動リスクに関する文言 <p>を記載する必要があると考えられる。</p> <p>価格変動リスクについては当該 REIT 自身の価格変動のほか、運用する不動産の価格や収益力の変動により、投資元本を割り込むおそれがある旨を表示する。</p> <p>② 投資法人の名称</p> <p>③ 主な投資対象の種類 (例: オフィスビル、商業施設 等)</p> <p>(①へ移動)</p> <p>(2) 表示することが望ましい事項</p> <p>① 上場している金融商品取引所又は外国金融商品取引所</p> <p>② 投資方針</p> <p>③ 投資対象の詳細</p> <p>④ リスクの詳細</p> <p>⑤ ファンドの関係法人 (資産運用会社、事務受託会社、資産保管会社等)</p> <p>⑥ 分配方針</p> <p>(削る)</p> <p>⑦ ファンドの費用に関する事項 (管理報酬等)</p> <p>⑧ 税制に関する事項</p> <p>7. REIT に係る留意事項</p> <p>(1) 「注目銘柄」等に関する表示</p> <p>REIT について、自社が選定した「注目銘柄」等として定期刊行物、パンフレット、リーフレット等により広告等を行う場合には、協会の投資勧誘規則第 8 条第 1 項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」及び大量推奨販売に該当しないよう、原則として、5 銘柄以上 (株式と併せて 5 銘柄以上も可) 表示するとともに、銘柄選定の根拠 (基準や前提) を表示する。また、分配金に関する広告等を行う場合も同様とする。</p>	<p>3. 上場不動産投資証券の表示項目</p> <p>(1) 必要表示事項</p> <p>(新設)</p> <p>① 投資法人の名称</p> <p>② 主な投資対象の種類 (例: オフィスビル、商業施設 等)</p> <p>③ 「運用する不動産の価格や収益力の変動により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨の文言</p> <p>(2) 表示することが望ましい事項</p> <p>① 上場有価証券市場</p> <p>② 投資方針</p> <p>③ 投資対象の詳細</p> <p>④ リスクの詳細</p> <p>⑤ ファンドの関係法人 (資産運用会社、事務受託会社、資産保管会社等)</p> <p>⑥ 分配方針</p> <p>⑦ 証券会社の手数料に関する事項</p> <p>⑧ ファンドの費用に関する事項 (管理報酬等)</p> <p>⑨ 税制に関する事項</p> <p>4. 上場不動産投資証券に係る留意事項</p> <p>(1) 「注目銘柄」等に関する表示</p> <p>上場不動産投資証券について、自社が選定した「注目銘柄」等として定期刊行物、パンフレット、リーフレット等により広告等を行う場合には、協会の投資勧誘規則第 8 条第 1 項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」及び大量推奨販売に該当しないよう、原則として、5 銘柄以上 (株式と併せて 5 銘柄以上も可) 表示するとともに銘柄選定の根拠 (基準や前提) を表示する。また、分配金に関する広告等を行う場合も同様とする。</p>

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<p>(注) 自社の定期刊行物により継続的に情報提供を行う場合は、必ずしも 5 銘柄以上とする必要はない。</p> <p>また、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、ここでいう「注目銘柄」等には該当しない。ただし、その場合は、「ある一定の客観的事実に基づいて抽出したこと」が分かるよう表示する。</p> <p>(2) 法人関係情報の有無等の確認 あらかじめ法人関係情報の有無等について売買審査部門で確認を受けたものでなければ、広告等を行ってはならない。</p> <p>(3) 個別銘柄に関する景品類の提供の禁止 REIT の個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない。</p> <p>(4) 利回り表示 REIT の配当利回りを表示する場合は、「Ⅱ. 株式 2. セカンダリーにおける広告等 (1) ② ホ」の留意事項を参考にして表示する。</p>	<p>(注) 自社の定期刊行物により継続的に情報提供を行う場合は、必ずしも 5 銘柄以上とする必要はない。</p> <p>また、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、ここでいう「注目銘柄」等には、該当しない。ただし、その場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。</p> <p>(2) 法人関係情報の有無等の確認 あらかじめ法人関係情報の有無等について売買審査部門で確認を受けたものでなければ、広告等を行ってはならない。</p> <p>(3) 個別銘柄に関する景品類の提供の禁止 <u>上場不動産投資証券</u>の個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない。</p> <p style="text-align: right;">（ 新設 ）</p>

「広告等に関する指針」改訂案（アフィリエイト部分修正）

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<p>1 4. インターネットにおける広告等について</p> <p>(1) <u>ウェブサイトにおける「バナー広告」や「テキスト広告」、又はツイッターなど、限られたスペースを利用した広告など</u>（以下「バナー広告等」という。）<u>については、投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示を用いない。</u></p> <p>※「<u>投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示</u>」にならないためには、例えば、その名称に「<u>(条件付) 元本確保型</u>」等の使用が禁止されている店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（例、一定条件の下で元本確保となる投資信託）のバナー広告等ではキャッチコピー等にも「<u>元本確保型</u>」との表示を行わない。なお、リンク先のページでの詳細説明において、「<u>元本確保型</u>」の表示を用いる場合は、リンク先のページに元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、かつ当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示するなどの対応が考えられる。</p> <p>(2) ～(5) 省 略</p> <p>(6) <u>アフィリエイト広告（※）は、金融商品取引業者等が自ら作成するものではなく、基本的には金商法で規定する広告等には該当しないと考えられるが、自社又は自社の商品・サービスに関する不適正なアフィリエイト広告が掲載されないように、以下①又は②に掲げる事項につき、それぞれの場合に応じて十分留意すること。</u></p> <p>※この指針において「<u>アフィリエイト広告</u>」とは、<u>広告主たる協会員（以下、「協会員」という。）以外のブログその他のウェブサイトの運営者（以下、「アフィリエイトター」という。）が、当該サイトに協会員が供給する商品・サービスのバナー広告等を掲載し、当該サイトを閲覧した者がバナー広告等をクリックしたり、バナー広告等を通じて協会員のサイトにアクセスして協会員の商品・サービスを購入したり、購入の申し込みを行ったりした場合など、あらかじめ定められた条件に従って、アフィリエイトターに対して、協会員から成功報酬が支払われるものをいう。ただし、<u>広告配信会社が広告媒体となる複数のウェブサイトを集めて「広告配信ネットワーク」（以下、「ネットワーク」という。）を形成し、広告主から受注したバナー広告等をネットワーク上で配信することにより、当該ウェブサイトの空きスペース（広告枠）にネットワークのプログラムが選択したバナー広告等が掲載されるようなインターネット広告を除く。</u></u></p> <p>①<u>協会員がアフィリエイトターと直接契約する場合（直接的な契約形態）</u></p> <p><u>協会員とアフィリエイトターが直接契約する形態のアフィリエイト広告（ランキング等が掲載されたアフィリエイト広告に対し、掲載内容等に応じて料金を支払う場合を含む。）については、「自社の広告等に類するもの」として以下のとおり取り扱う。</u></p> <p><u>イ. 協会員は、アフィリエイト広告の掲載前に自社が作成する広告等と同等の審査を実施するよう努める。</u></p>	<p>1 3. インターネットにおける広告等について</p> <p>(1) <u>バナー広告やテキスト広告等の限られたスペースを利用してインターネットにおける広告等</u>（以下「バナー広告等」という。）<u>を行う場合、投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示を用いない。</u></p>

改訂指針案	現行指針(平成 18 年 10 月版)
<p><u>ロ. 審査にあたり、自社の審査基準に照らした場合に「不適正」と判断されるような内容については、アフィリエイトに対して掲載前に不適正な内容の修正又は削除を求める。その結果、改善がなされない場合には当該アフィリエイトとの契約を解除するよう努める。</u></p> <p><u>ハ. アフィリエイト広告に貼付される自社のバナー等をクリックすると一旦ランディングページに遷移する仕組みとし、当該ランディングページに、「当該アフィリエイト広告は自社が作成したものではない」旨、及び、「掲載されている感想や評価はあくまでも作成者自身のものであり、自社のものではない」旨を明記する。</u></p> <p><u>ニ. 金商法で求められる必要表示事項（金融商品取引業者等の概要やリスク事項等）の表示に努める。この場合、バナー等から遷移するランディングページ等に必要表示事項を掲載することも考えられる。</u></p> <p><u>なお、協会員がアフィリエイトに対し、アフィリエイト広告に記載すべき内容等を具体的に指示している場合などは、当該アフィリエイト広告が「自社の広告等（自社の広告等の作成の委託）」に該当することもあり得ると考えられる。このため、「自社の広告等」に該当するものについては、他の広告等の同様に、自社で定める広告等の手続き・基準に従い審査等を行うこと。</u></p> <p><u>②協会員とアフィリエイトの間にASPが介在する場合（間接的な契約形態）</u></p> <p><u>協会員とアフィリエイトの間にアフィリエイトサービスプロバイダー（以下、「ASP」という。）が介在する形態のアフィリエイト広告については、例えば、次のような対応を行うことが考えられる。</u></p> <p><u>イ. 協会員からASPへの報酬支払いの対象となるコンテンツ（自社のバナー等を貼付したウェブサイトをいう。なお、最終的にASPからアフィリエイトに報酬が支払われているかどうかは問わない。以下同じ。）について、報酬支払時等にコンテンツの内容に関する事後チェックを行い、不適正なコンテンツについては、協会員が直接又はASP経由にて、速やかにアフィリエイトに対して当該コンテンツの修正又は削除を求める。その結果、改善がなされない場合にはASPに対して当該アフィリエイトとの契約の解除に努めるよう求める。</u></p> <p><u>ロ. アフィリエイト広告に貼付される自社のバナー等をクリックすると一旦ランディングページに遷移する仕組みとし、当該ランディングページに、「当該アフィリエイト広告は自社が作成したものではない」旨、及び、「掲載されている感想や評価はあくまでも作成者自身のものであり、自社のものではない」旨を明記する。</u></p>	

「広告等に関する指針」第 2 部 I. 1 4. (6) (アフィリエイト広告関係)
に関する Q & A

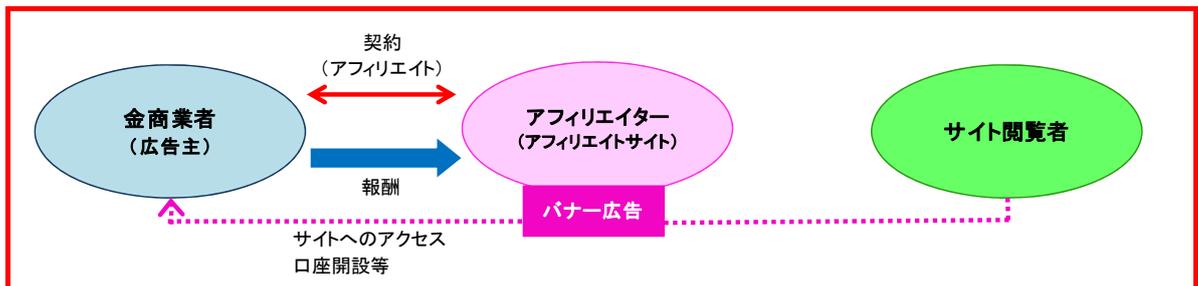
Q 1 : アフィリエイト広告には、どのような契約形態がありますか。

A 1 : アフィリエイト広告には、以下のような契約形態のものがあります。

(a) 直接的な契約形態

金融商品取引業者とアフィリエイトが直接契約する形態（ランキング等が掲載されたアフィリエイト広告に対し、掲載内容等に応じて料金を支払う場合を含みます。）

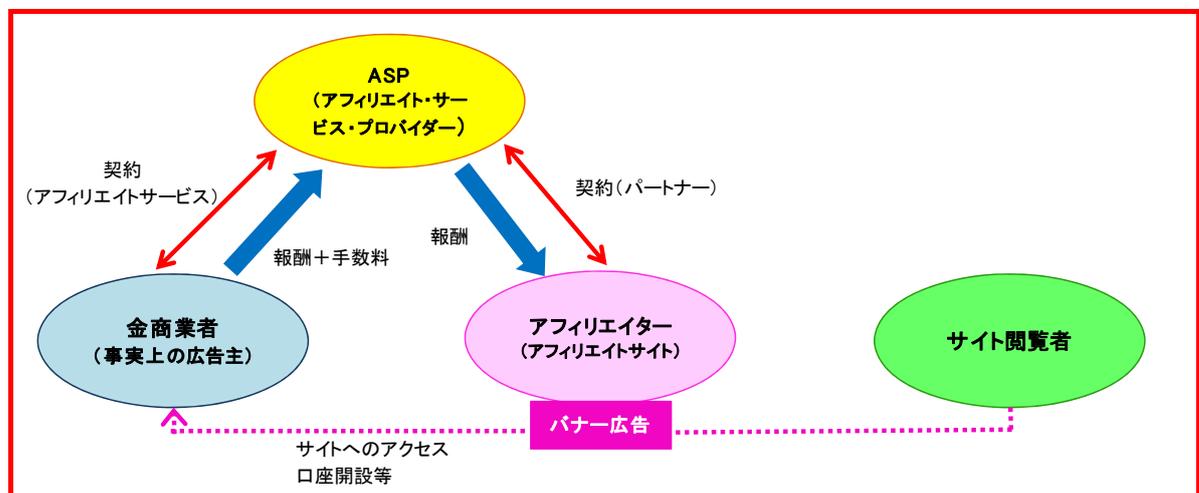
<イメージ図>



(b) 間接的な契約形態

金融商品取引業者とアフィリエイトがASPを介して間接的に契約する形態

<イメージ図>



Q 2 : アフィリエイト広告の報酬はどのように支払われるのですか。

A 2 : 報酬の形態に関しては、主に以下のものが挙げられます。

【クリック型】バナー等のクリック回数に応じてアフィリエイトに報酬が支払われます。

【成果報酬型】バナー等経由で広告主サイトにアクセスしたサイト閲覧者（消費者）が実際に商品・サービスの購入や申込みを行った場合にアフィリエイトに報酬が支払われます。

Q 3 : アフィリエイト広告を利用する場合のメリットや問題点として、どのようなことが考えられますか。

A 3 : メリットとしては、広告主にとって自らプロモーションできないような分野・媒体等において、初期費用が無料で広告を掲載できることなどが挙げられます。

一方、問題点としては以下のようなことが考えられます。

- ・ クリック型や成果報酬型においては、バナー等のクリック回数や購入実績等に報酬額が連動することから、アフィリエイトにとってサイト閲覧者にクリックや購入等を促すインセンティブになるため、アフィリエイト広告がサイト閲覧者に対して恣意的な又は過度に主観的あるいは不正確な表現等を用いて行われるおそれがあること。
- ・ 「金融商品取引業者の広告に該当する部分」と「アフィリエイト自身の記事・コメントに該当する部分」との境界線が曖昧であるため、広告主体の責任範囲が不明確になり、サイト閲覧者に誤解を招くおそれがあること。

Q 4 : 直接的な契約形態の場合と間接的な契約形態の場合とで対応が異なるのはなぜですか。

A 4 : 協会員とアフィリエイトが直接契約するアフィリエイト広告（ランキング等が掲載されたアフィリエイト広告に対し、掲載内容等に応じて料金を支払う場合を含む。）については、契約を通じ協会員がアフィリエイトに対して広告等の内容を指示しうる立場にあるなど、実態的に自社の広告等（広告等の作成の委託）と類似した性格を有することから、自社の広告等に類するものとして、掲載前の審査等の対応を求めています。

一方、ASP を介した間接契約については、協会員とアフィリエイトとの間に直接的な契約関係が存在しないため、直接的な契約形態の場合のように「自社の広告等と類似した性格を有するもの」とまでは言えませんが、間接的にアフィリエイトを使用して広告等を掲載させ、結果として協会員がアフィリエイトに報酬を支払っていることを勘案すれば、外形的には直接契約のものと大きな差異はないと言えます。そこで、協会員から ASP への報酬支払いの対象となるコンテンツ（自社のバナー等を貼付したウェブサイトを行います。なお、最終的に ASP からアフィリエイトに報酬が支払われているかどうかは問いません。以下同じ。）に関する事後チェック等の対応を求めています。

Q 5 : 間接的な契約形態の場合、アフィリエイト広告のコンテンツに関する事後チェックを行うにあたり、どのような点に留意する必要がありますか。

A 5 : 以下のような「不適正な表示」が含まれないよう留意する必要があります。

<アフィリエイト広告における不適正な表示例>

①客観的事実に基づかないものを客観的であると誤認させるような表示
(具体例)

- ✓ 手数料が業界内で最も安価でないにもかかわらず、「業界最安手数料」といった客観的事実に基づかない表示を行うこと

②協会員又は協会員が取扱う金融商品・取引等に関する恣意的又は過度に主観的な表示

(具体例)

- ✓ 「〇〇取引なら、A社（特定の協会員）が絶対にお勧めです」「A社以外との取引は考えられません」などの恣意的又は過度に主観的な文言等を用いて、協会員との取引を積極的に推奨するような表示を行うこと

③公正・客観的な根拠がなく適切性に欠けるような表示

(具体例)

- ✓ 「今後〇〇の価格は確実に上昇します」「絶対に儲かります」等、相場に関する断定的な表示を行うこと
- ✓ 「安心して投資できます」「夢のような投資対象」等、投資者の投資判断を誤らせるような表示を行うこと
- ✓ 協会員のバナー広告等に掲載された金融商品・取引等の内容や条件について、実際のもの又は他の協会員に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるような表示を行うこと

④協会員との取引を過度に誘引するような表示

(具体例)

- ✓ アフィリエイトのコンテンツにおいて、協会員が取扱う金融商品・取引等をアフィリエイトが説明・勧誘するような文言等（又はそのように見なされる文言等）を表示すること
- ✓ 協会員のサービスや取引手続きについて、過度に主観的、先導的に表示すること

⑤預金等との誤認を招くような表示

(具体例)

- ✓ 「元本保証」「安全確実」「預金の利息と同様」等、預金等との誤認を招くような表示を行うこと

⑥その他、金融商品取引法や景品表示法などの関係法令又は協会員各社の広告審査基準等に照らして不適正と判断されるような表示

Q 6：間接的な契約形態の場合において、例えば、ASP より事後チェックすべきコンテンツの情報の提供が受けられないときは、ASP に事後チェックの委託をすることはできますか。

A 6：間接的な契約形態の場合において、例えば、ASP 側の正当な事由により事後チェックすべきコンテンツに対する情報の提供が受けられないときは、ASP に事後チェックを委託することも可能であると考えます。

ただし、この場合には、委託する ASP に自社のチェック基準等を正しく伝えるとともに、当該 ASP の協会員に対する事後チェック結果の報告体制及び協会員による当該 ASP に対する監督体制等を整備する必要があると考えます。

Q 7：広告等に関する指針に係る対応の実効性を確保するためには、アフィリエイト広告に

係る契約を締結する場合にどのような点に留意する必要がありますか。

A 7：アフィリエイト広告に係る契約や利用規約等（以下、「契約等」という）については、契約等の当事者（協会員、ASP、アフィリエイト）の間において個々に内容を決定いただくこととなりますが、広告等に関する指針に係る対応の実効性を確保するためには、例えば以下のような事項に留意する必要があると考えられます。

- ✓ アフィリエイトの禁止行為が契約等において具体的に明示されているか。
（例）金商法など法令に違反する行為、虚偽の記述、誤解を与える表現等の使用
アフィリエイトによる金融商品・取引に関する説明会の開催、等
 - ✓ アフィリエイトの行為や広告内容等について、協会員又は ASP が適切に管理・指導等を行う旨が契約等において規定されているか。
（例）協会員又は ASP による広告掲載状況等に関するモニタリングの実施
不適正な内容に関する協会員又は ASP からアフィリエイトへの是正指導、等
 - ✓ 不適正なアフィリエイトとの契約解除について契約等において規定されているか。
（例）法令違反・契約違反の場合や是正指導に応じない場合におけるアフィリエイトとの契約解除、等
- ※ 間接的な契約形態の場合には、ASP とアフィリエイトとの間の契約等において上記と同様の内容を規定する旨を、協会員と ASP との間の契約等に定めておくことが考えられます。